

第32号議案関連資料

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯分)の支給に係る補正予算の専決処分について

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給にともなう補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月19日、専決処分を行ったので、以下のとおり報告する。

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得世帯のひとり親に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う。

2 専決処分とした理由

令和3年4月7日付厚生労働省子ども家庭局から「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について」が発出され、支給開始が5月であり、時間的な余裕がなかったため。

3 給付金の内容

① 給付対象者

- ・児童扶養手当受給者の方
- ・公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当を受けていない方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

② 給付額 児童1人当たり一律5万円

③ 給付予定者数 2,936名

(内訳) 児童扶養手当 2,336名  
年金受給者 100名  
家計急変者 500名

④ 給付手続き 基本的に申請は不要だが、年金受給者等の一部は申請が必要

⑤ 事業経費等 178,000千円(全額国庫負担(10/10))

(内訳) 事業費分 146,800千円  
事務費分 31,200千円

4 参考(現在の進捗)

令和3年4月19日 児童扶養手当受給者へ案内を送付  
5月10日 児童扶養手当受給者へ給付金支給  
5月6日 年金受給者、家計急変者へ案内を送付  
5月26日 年金受給者、家計急変者へ給付金支給